

中国運輸局岡山運輸支局 自動車関係功労者の表彰 「推薦は8月10日まで」

中国運輸局岡山運輸支局では、下記の表彰規則第4条に該当される方の表彰申請（表彰は11月）を受け付けています。

8月10日（金）までに所属支部経由でご推薦下さい。

なお、提出書類等詳細については、当協会（担当総務課）又は各支部に問い合わせ下さい。

また、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、標記表彰以外には使用いたしません。

記

中国運輸局岡山運輸支局自動車関係功労者表彰規則（抜粋）

第4条 表彰は次の各号の一に該当する者又は団体に対して行う。

（1）職責遂行、事故防止の功労

自動車関係事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体

（2）発明、考案、改良、研究の功労

自動車関係事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体

（3）永年勤続の功労

自動車関係事業の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であって、永年にわたり業務に精励しその勤務成績が優秀であって他の模範となる年齢45歳以上（エを除く）の者。ただし、原則として当該事業者団体の長もしくはこれに準ずる者の推薦を受けた者に限る。

ア 事業用自動車の運転業務に20年以上従事し、その間における責任事故がない者

イ 自動車整備士、検査主任者及びこれに準ずる者として自動車整備業務

に20年以上従事している者

ウ 自動車関係事業に20年以上従事し、業務遂行上指導的役割を果たしている者

エ 関係団体の業務に15年以上従事している年齢35歳以上の者

(4) 自動車関係事業の功労

ア 次のいずれかに該当する自動車関係事業の役員であって、その功績が顕著な年齢45歳以上の者。ただし、原則として当該事業者団体の長もしくはこれに準ずる者の推薦を受けた者に限る。

(ア) 関係団体の役員として8年以上在任している者

(イ) 自動車関係事業の役員として12年以上在職している者

イ その他自動車関係事業の発達改善に尽力し、その功績が顕著な者又は団体

第5条 関係団体の長もしくはこれに準ずる者は、前条各号の表彰に該当する者があると認めるときは、次に掲げる書類を添えて毎年9月1日までに支局長あて提出するものとする。ただし、第1号に該当する者については、随時とする。

- (1) 候補者名簿（※トラック協会で作成します。） (様式第1号)
- (2) 履歴書・宣誓書 (様式第2号)
- (3) 推薦書（第4条第3号に該当する者に限る。） (様式第3号)
- (4) 功績調書（第4条第3号に該当する者を除く。） (様式第4号)
- (5) 無事故無違反証明書
- (6) その他参考となる資料

以上